

2021年9月6日
(一財)日本民間公益活動連携機構

精算報告に係るインターネットバンキング入出金明細の取扱いについて (お知らせ)

月次精算報告および年度末精算報告時に提出いただく指定口座の通帳写しについて、下記の要件を共に満たす場合は、代替物としてインターネットバンキングの入出金明細での提出を可能といたします。

要件1：加工ができないファイル形式であること（画面コピー、PDF等）

要件2：通帳に印字される内容が記載されていること

精算の手引きにおいて、月次精算報告および年度末精算報告時に指定口座の通帳の写しを提出いただくことを求めています。しかしながら、コロナ禍において通帳記帳のために感染リスクを負うことや在宅勤務を実施している状況での通帳記帳の負荷を考慮し、下記の要件を共に満たす場合は、代替物としてインターネットバンキングの入出金明細を提出いただくことを可能とします。この対応は、資金分配団体および実行団体に適用されます。

要件1：加工ができないファイル形式であること

金融機関によっては入出金明細をデータ加工が可能なCSVファイル等で出力できる場合がございます。その場合は画面コピーやPDF等によりデータ加工ができない出力方法をご選択ください。

要件2：通帳に印字される内容が記載されていること

通帳に印字される内容が記載されない入出金明細（残高表示がない、振込のみが記載され現金出金が記載されない等）は、代替物としてご利用いただけません。

なお、従来の通帳の写しでの提出を廃止するわけではありませんので、団体ごとに提出方法をご選択ください。

以上